

# 3 傾斜路

## 《基本的考え方》

傾斜路は階段と同様に転倒等が起こりやすい場所です。利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、また、傾斜をできる限り緩やかにするなど、移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

### 【1】 傾斜路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準      ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあつては、共用のもの）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（多数の者の読み替え有り）
①手すり	●令第13条第1号に適合すること	令第13条第1号 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
②路面	●令第13条第2号に適合すること	令第13条第2号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
③路面の識別	●令第13条第3号に適合すること	令第13条第3号 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
④立ち上がり	★両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	-
⑤点状ブロック等	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第13条第4号ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第13条第4号 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

## 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左
踊場の部分	—	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの

## 《解説》

- ①【手すり】昇降の安全性に配慮し、傾斜がある部分（踊場を含む。）には手すりを設置する。  
手すりは、施設用途や設置場所等に応じ、適切な配置、形状、寸法とする。
- ②【路面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ③【路面の識別】転倒やつまずき等を防止するため、傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。
- ④【立ち上がり】杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁又は立ち上がりを設ける。
- ⑤【点状ブロック等】視覚障害者に対し傾斜路の存在の警告を行うため、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。

## 《望ましい整備》

- ・高さが75cmを超える傾斜路については、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設ける。
- ・手すりを両側に連続して設ける。
- ・手すりの始末端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。

## 【2】移動等円滑化経路を構成する傾斜路

上記【1】のほか、次の構造とすること。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する傾斜路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路のうち、移動等円滑化経路を構成する傾斜路（多数の者の読み替え有り）
①幅	●令第18条第2項第4号イに適合すること	令第18条第2項第4号イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
②勾配	●令第18条第2項第4号ロに適合すること	令第18条第2項第4号ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
③踊場	●令第18条第2項第4号ハに適合すること	令第18条第2項第4号ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

### 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの

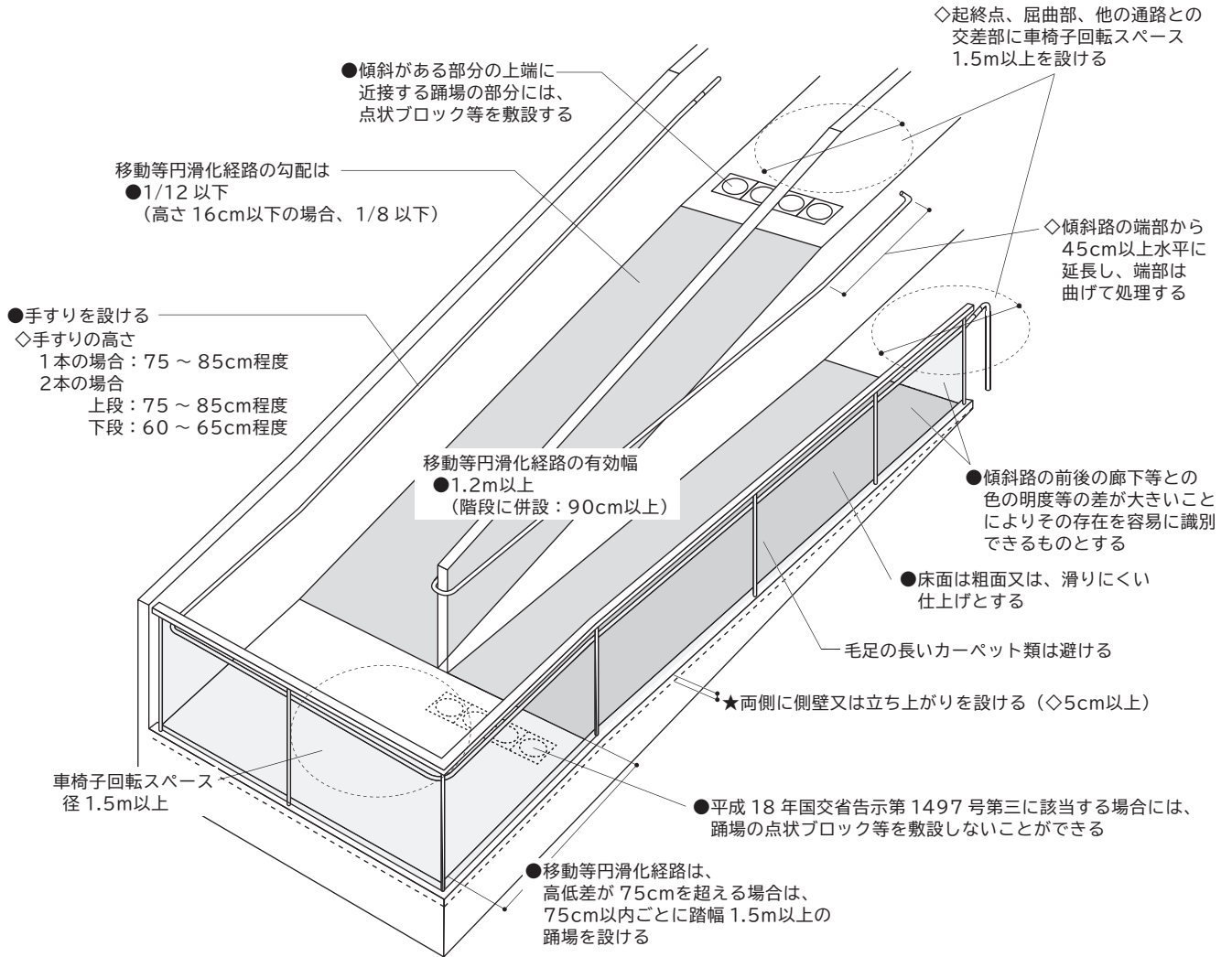
### 《解説》

- ①【幅】階段や段に代わり、又は併設する傾斜路にあつては、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、有効幅員を120cm以上とする。
- ②【勾配】昇降のしやすさに配慮し、できるだけ緩やかな勾配とする。
- ③【踊場】車椅子使用者の通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、踊場を設ける。

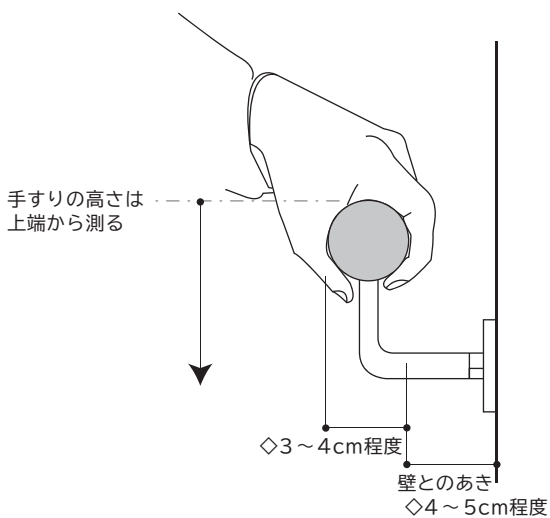
### 《望ましい整備》

- ・屋外の傾斜の勾配は、1/15以下とする。
- ・屋外の傾斜路には屋根を設ける。

## 《移動等円滑化経路を構成する傾斜路》



## 《手すりの形状》



## 《手すり端部の形状》

